

就業上の取扱いについて

◇全教職員

◎公共交通機関を利用している場合

→ シフト勤務（時差出勤）を可能とします（裁量労働制の教員除く）。

◎37.5度以上の発熱がある場合

→ 特別休暇（有給）。4日以上発熱が続いた場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡してください。

◎令和2年3月25日以降に海外から帰国した場合

→ 帰国後2週間就業禁止（有給）。自宅等において健康観察を行い、不要不急の外出は控えてください。なお、帰国後2週間の間に以下の症状が出た場合には、総合健康センター〈089-927-9193〉に連絡してください。

- ・37.5度以上の発熱
- ・風邪症状（咳・のどの痛み・下痢・嘔吐・体のだるさ（倦怠感））
- ・息苦しさ（呼吸困難）

◎新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

→ 就業禁止（有給）。治癒するまで出勤しないでください。

◇小学校以下の子又は特別支援学校（学級）に在籍する子を養育する教職員

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、その子が在籍する小学校等が臨時休業になったことに伴い、その子の世話のため、やむを得ず勤務しないことが相当であると認められる場合

→ 裁量労働制の教員：特別休暇（有給）。1日単位で取得する場合のみ。

それ以外の職員：シフト勤務（時差出勤）、もしくは、特別休暇（有給）。

特別休暇は必要に応じ1日、1時間単位で取得する。

◇やむを得ない事情により、緊急事態宣言対象地域を訪問（当該地域の駅・空港等の経由を含む）する教職員

◎必ず事前に所属部局等の長に報告してください。訪問後、県内に戻った日から2週間就業禁止（有給）。

※ 医学部附属病院の教職員は、附属病院長の指示に従ってください。

◇四国外から転入する教職員

◎県内に転入した日から2週間就業禁止（有給）。自宅にて健康観察を行ってください。

※ 医学部附属病院の教職員は、附属病院長の指示に従ってください。

◇緊急事態宣言対象地域から帰県した家族等がいる教職員

◎家族等が帰県した日から2週間程度健康観察を行い、他の人との濃厚接触を避けるよう努めてください。本人もしくは家族等の体調に異常が生じた場合は、速やかにコロナ相談窓口（corona@stu.ehime-u.ac.jp）へ報告してください。